

平成 24 年 6 月 29 日

「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の
体制の在り方に関する検討会」
(ヒアリング資料)

東京都生活文化局消費生活部

- 1 東京都の消費者行政の組織について
 - ・消費生活部
 - ・東京都消費生活総合センター
 - ・消費者被害救済委員会

- 2 相談・あっせん業務の流れ
 - ・相談課の役割
 - ・活動推進課の役割

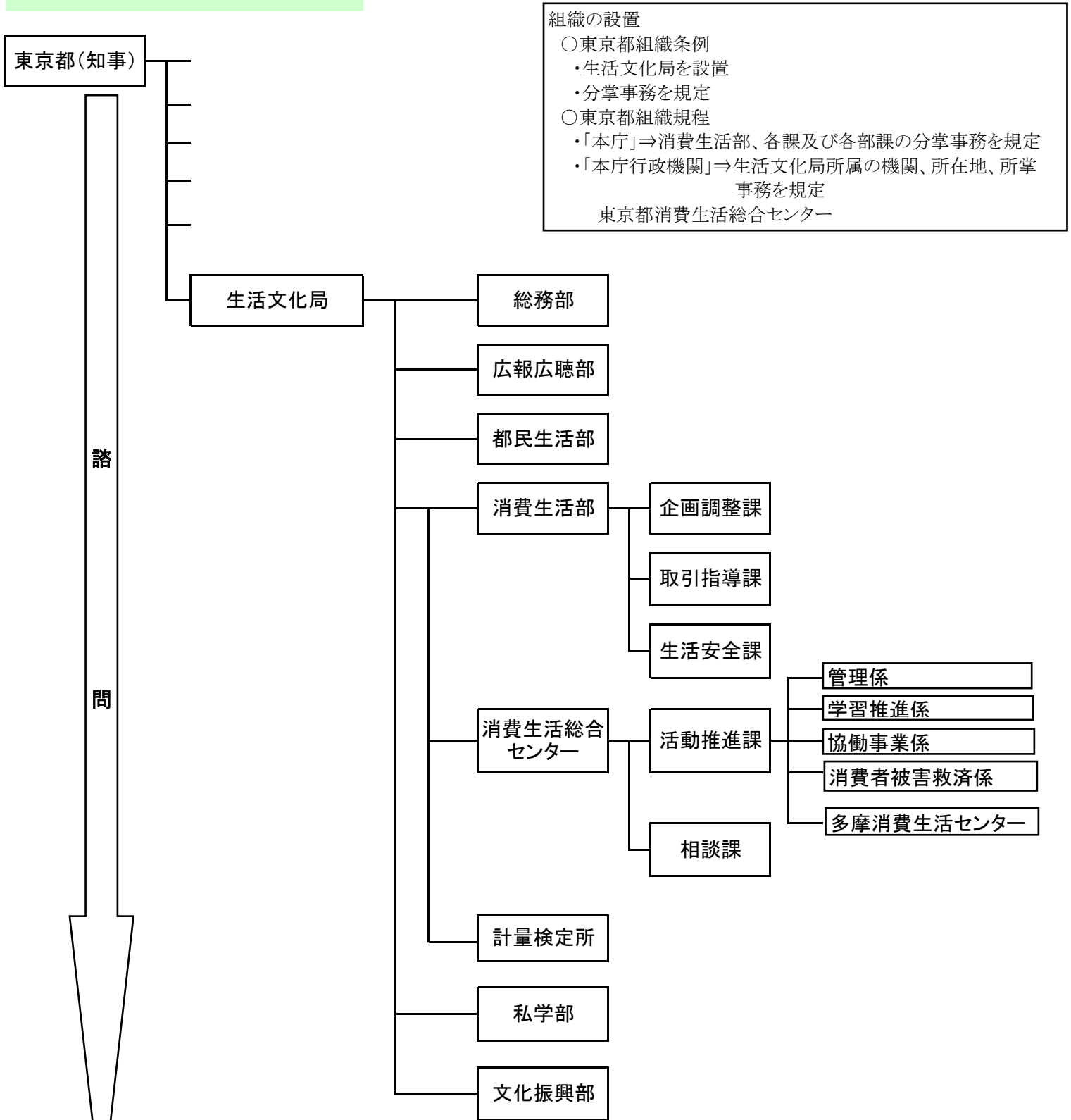
- 3 被害救済委員会への付託

- 4 消費生活部と消費生活総合センターの役割分担
 - ・法執行とあっせん

【別添資料】

- 東京都の組織及び附属機関
- 相談・あっせん業務の流れ
- 東京都消費生活条例・東京都被害救済委員会運営要綱等抜粋

東京都の組織及び附属機関

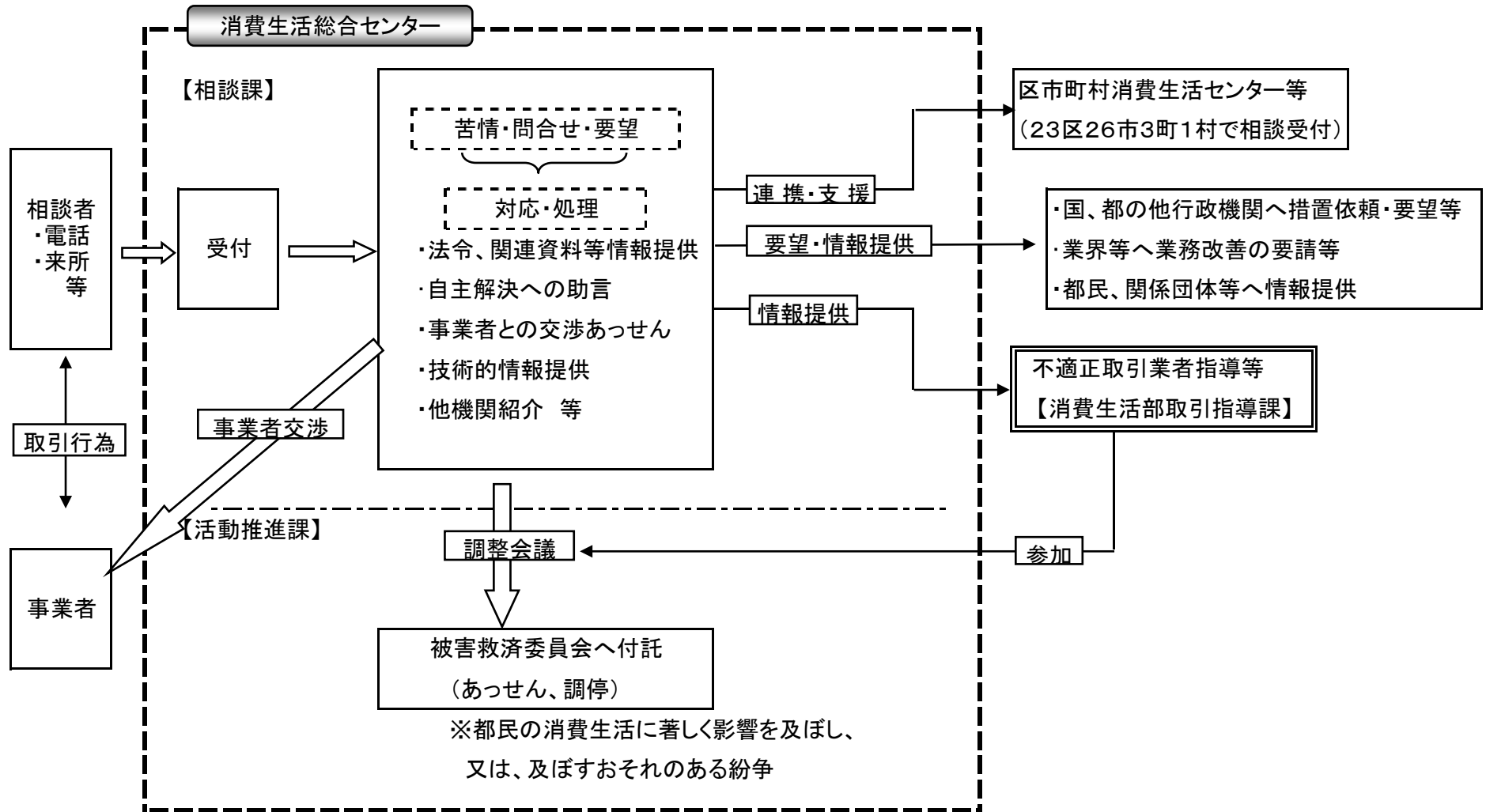


- | | |
|---------------|---|
| 消費生活対策
審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・知事の附属機関 ・知事の諮問に応じ、調査審議し、答申 ・東京都消費生活条例にもとづき設置 |
|---------------|---|

- | | |
|----------------|---|
| 消費者被害
救済委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・知事の附属機関 ・あつせん、調停等を行う ・東京都消費生活条例にもとづき設置 |
|----------------|---|

※執行機関の附属機関であるため、組織条例上の位置づけと異なる。

相談・あっせん業務の流れ



東京都消費生活条例・東京都被害救済委員会運営要綱等抜粋

東京都消費生活条例

(被害の救済のための助言、調査等)

第28条

知事は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨の申出があったときは、当該被害からの速やかな救済のために必要な助言、仲介によるあっせんその他の措置を講ずるものとする。

(東京都消費者被害救済委員会)

第29条

前条第1項に規定する申出並びに区市町村及び消費者の利益の擁護を図るための活動を行う法人その他の団体であつて知事が別に定めるものの依頼に係る事件のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、その公正かつ速やかな解決を図るため、あつせん、調停等を行う知事の附属機関として、東京都消費者被害救済委員会を置く。

第29条9

委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

東京都被害救済委員会運営要綱

(調整会議)

第3 委員会に付託すべき紛争事件の選定に資するために、要領に定めるところにより、調整会議を設置する。

(付託決定)

第4 知事は、調整会議の結果を参考に、要領に定めるところにより、委員会に付託すべき紛争事件を決定するものとする。

東京都被害救済委員会運営要領

(調整会議の構成等)

第3 別表1に掲げる職員をもって構成し、東京都消費生活総合センター所長が主宰。

(付託事件の選定)

第4 調整会議は、委員会に付託すべき紛争事件について審議するものとする。

第4の2 調整会議終了後、所長は速やかに審議の結果を生活文化局長に報告し、委員会への付託の可否につき決定を求めるものとする。